

店舗統廃合に係る振込・振込受取制限について  
(令和5年3月10日15時～12日)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、当組合に対しましてお振込のご指定等格別のご利用を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合は、令和5年3月13日(月)より、羽生北支店・手子林支店・須影支店・羽生東支店・新郷支店を羽生中央支店に統合させていただくことになりましたが、統合に伴うシステム処理により、羽生中央支店または羽生北支店・手子林支店・須影支店・羽生東支店・新郷支店の口座をお持ちのお客様のお振込みまたはお振込みの受取に取引制限がございますので、下記のとおりご連絡いたします。

組合員・利用者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 制限期間

3月10日(金)15時まで	3月10日(金)15時 ～12日(日)まで	3月13日(月)以降
いつも通りの お取引が可能です。	制限事項がございます。	いつも通りの お取引が可能です。

2. 制限事項

① ATMでお振込する場合

羽生中央支店の口座 をお持ちのお客様	制限はございません。いつも通りのお取引が可能です。
羽生北支店・手子林支店・ 須影支店・羽生東支店・ 新郷支店の口座をお持ちの お客様	羽生北支店・須影支店・羽生東支店・新郷支店ATMは3月10日(金)12時(正午)をもちまして廃止となります。手子林支店ATMにつきましては、3月9日(木)午後3時～3月12日(日)まで休止となります。羽生北支店・手子林支店・須影支店・羽生東支店・新郷支店以外のATM(他店舗・他JA・提携金融機関のATM)では、いつも通りのお取引が可能です。

② 個人ネットバンク・法人ネットバンク(振込・振替)でお振込する場合

羽生中央支店の口座 をお持ちのお客様	制限はございません。いつも通りのお取引が可能です。
羽生北支店・手子林支店・ 須影支店・羽生東支店・ 新郷支店の口座をお持ちの お客様	上記「1. 制限期間」は、お振込みいただけません。また、予約振込もお取引いただけません。13日(月)以降に改めて振込願います。

③ 振込を受取る場合

羽生中央支店・羽生北支店 手子林支店・須影支店・ 羽生東支店・新郷支店の 口座をお持ちのお客様	上記「1. 制限期間」は、振込をお受取りできません。13日(月)以降に改めて振込を行うよう、振込依頼人にご案内願います。
--	--

3. 本件に関するお問い合わせ

JAほくさい・金融共済部 業務課 (TEL: 048-561-0002) までお願いいたします。